

覚 書

門司税関と公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会は、

- ・ 不正薬物、銃器及びテロ関連物資等並びに金地金等（以下「不正薬物等」という。）の密輸は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに合法的な国際貿易に係るすべての当事者の利益にとって有害であること、そして、商業貨物を利用して行われる可能性があること
- ・ 不正薬物等の密輸防止のため、税関が監視取締りを強化する必要があること
- ・ そのような取締りの強化は、合法的貿易に従事している公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会（以下「保税部会」という。）会員及びその関係者に対し、影響を及ぼす可能性があること
- ・ 税関と保税部会会員との協力関係の強化は、不正薬物等の密輸に対する取締りにおいて、税関にとって有意義なものであること
- ・ また、そのような協力関係は、保税部会会員及びその顧客等合法的貿易に従事するすべての当事者にとっても有益なものであること

等を踏まえ、不正薬物等の密輸防止に資するため、次のとおり合意した。

- (1) 門司税関と保税部会との協力関係をさらに強化すること。
- (2) 門司税関と保税部会会員との協力関係の強化方法について、共同して検討していくこと。
- (3) 門司税関及び保税部会会員が抱える課題と問題点の相互理解に努め、両者の有意義な情報交換を促進すること。
- (4) 門司税関と保税部会会員との協力に関するガイドラインを門司税関及び保税部会会員に対し周知徹底するよう努めること。

なお、この覚書及びガイドラインは法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

平成30年10月1日

門 司 税 関 長

福田 浩昌

公益財団法人日本関税協会門司支部長

利島 康司

公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会長

牛山 啓二